

《付属資料 1》

試算の計算方法の詳細

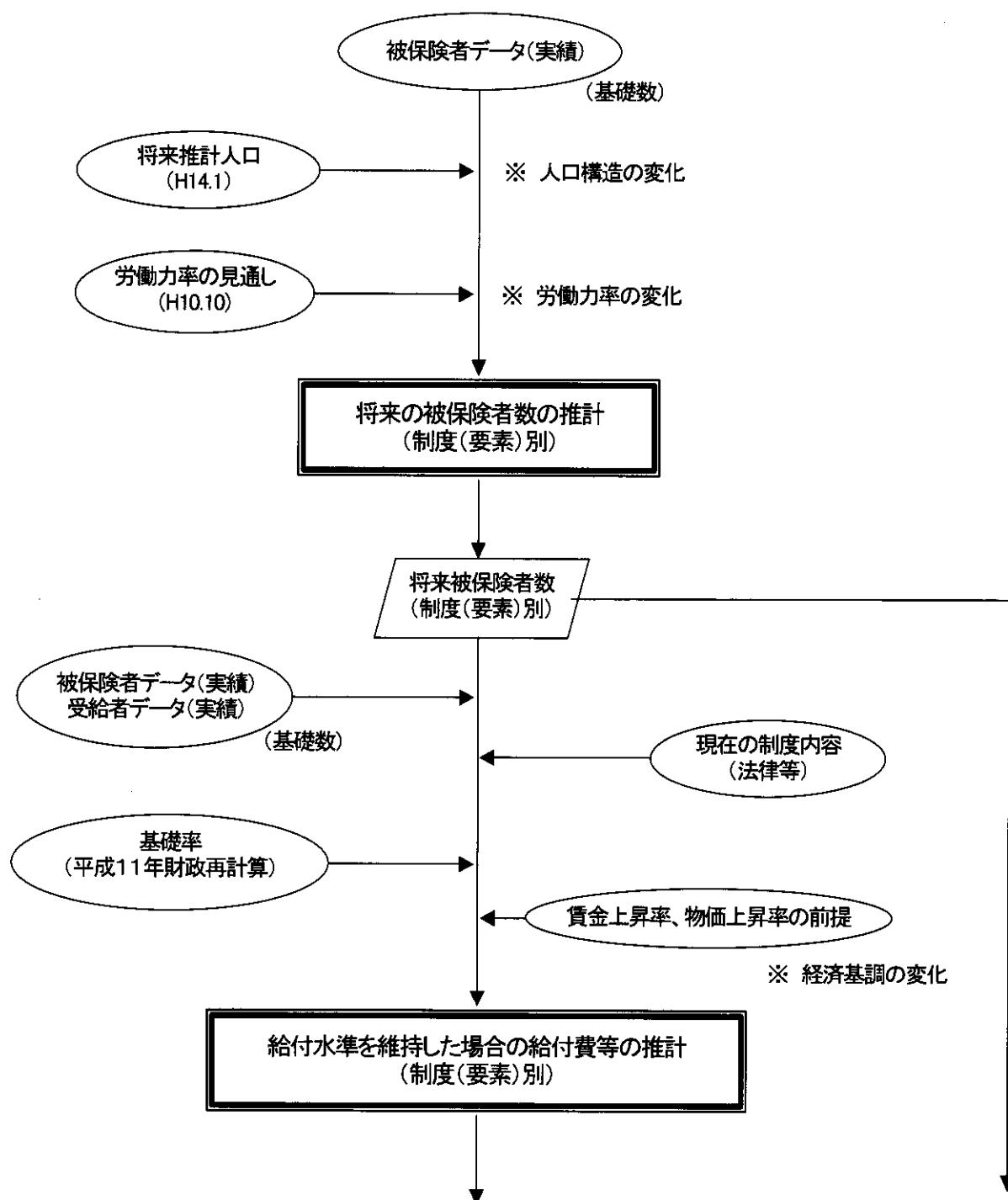
1. はじめに

- 今回の試算では、「① 給付水準維持方式」と「② 保険料固定方式」の2通りの試算を行っている。
- ①については、これまでの財政再計算と基本的に同じ手法を用い、社会経済情勢の前提を入れ替えて計算を行ったものであり、その計算方法の詳細については、「厚生年金・国民年金平成11年財政再計算（平成12年6月）」に収録されているが、②については、今回、初めて行う計算であるため、その計算方法の詳細について、ここで紹介する。

2. 計算の全体像

- 計算の両方式について全体像をフローチャートでまとめたのが、「図1（給付水準維持方式）」、「図2（保険料固定方式）」である。
- この2つのフローチャートを比べると、保険料固定方式においても、はじめに、「報酬、給付水準を維持した場合の給付費及び給付水準を維持した場合の基礎年金拠出金」の将来推計値を算出しておき、ここまで計算過程は、給付水準維持方式と同じである。つまり、これまでの財政再計算と同じ手法によりこれらの数値を計算し、この計算結果を基に、「給付水準の調整割合」等の計算を行っている。
- その先の計算過程については、大きく次の3つの計算過程に分けることができる。
 - (1) 各年度のスライド調整率の推計部分
 - (2) 給付水準の調整割合の計算部分
 - (3) 厚生年金の保険料率を固定し、スライド調整により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合の財政見通の作成部分
- 3. 以降では、上記(1)～(3)のそれぞれの各計算過程に分けて、その計算の詳細を解説する。

図1 試算の全体像(給付水準維持方式)



(次ページへ)

(前ページより続き)

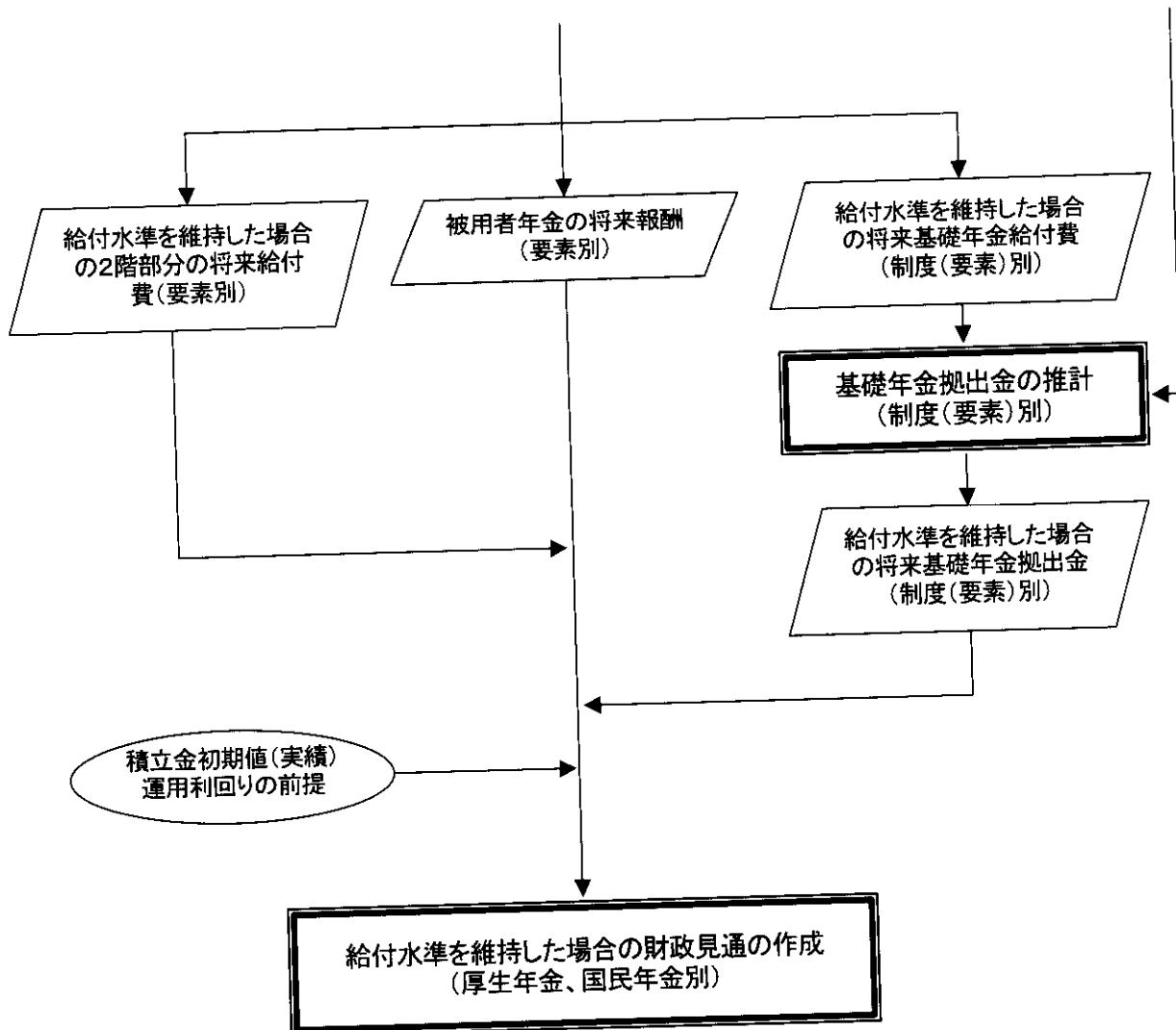
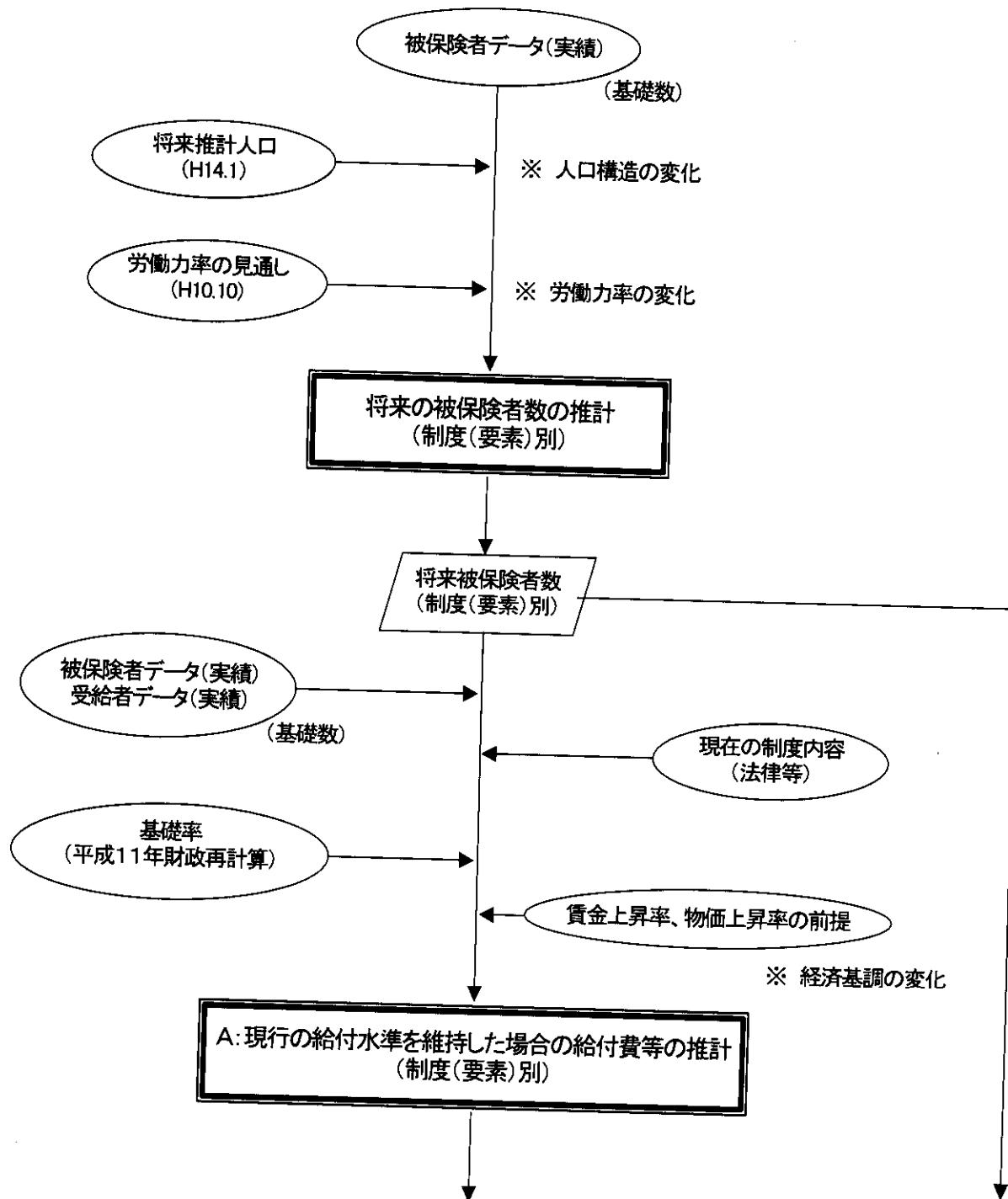
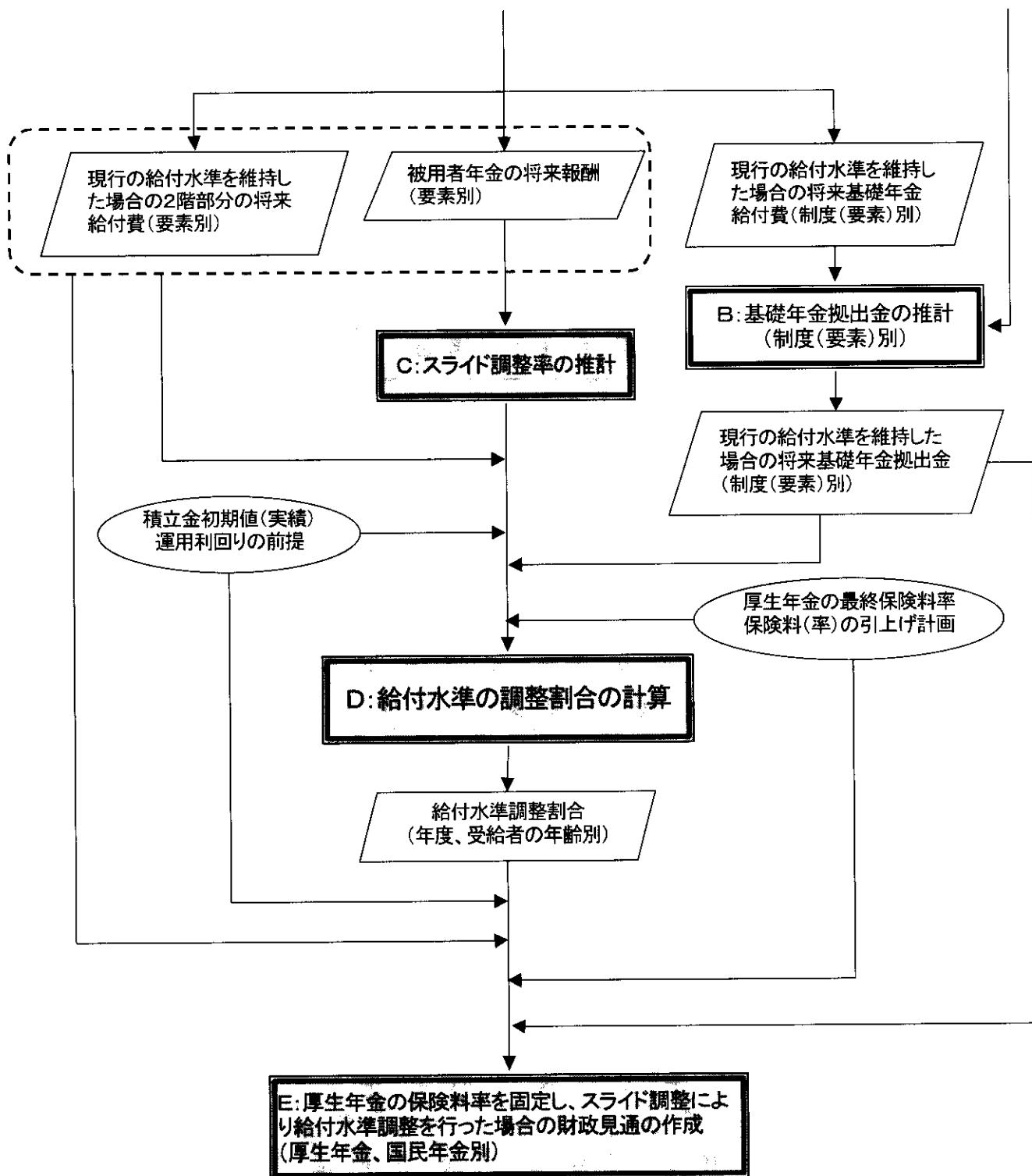


図2 試算の全体像(保険料固定方式)



(次ページへ)

(前ページより続き)



3. 各年度のスライド調整率の推計部分

(1) 実績準拠法

① 実績準拠法の仕組み

実績準拠法では、スライド調整（マクロ経済スライド）の適用期間中、次の年金改定率により、新規裁定年金、既裁定年金が改定されることとなる。

実績準拠法による年金改定率（スライド率）

- ・ 新規裁定年金の年金改定率
= 被用者の総賃金（手取りベース）の伸び率（実績値）
- ・ 既済定年金の年金改定率 = 物価（実績値）－スライド調整率（実績値）

つまり、実績準拠法では、一人当たり賃金（手取りベース）の伸び率の実績と総賃金（手取りベース）の伸び率の実績に差がある場合は、この差がスライド調整率となり、スライド調整率の分だけ、給付水準が調整されることとなる。

② スライド調整率の計算

「各年度のスライド調整率の推計部分」では、一人当たり賃金（手取りベース）と総賃金（手取りベース）の推移を推計し、スライド調整（マクロ経済スライド）の適用期間中のスライド調整率が、どのような数値になるかを計算する。

ア 一人当たり賃金上昇率（手取りベース）

1人当たり賃金上昇率（手取りベース）は、今後、当分の間は現役世代の負担が大きくなることにかんがみ、平成36（2024）年財政再計算期までは、経済前提において仮定した1人当たり賃金上昇率（税・社会保険料等込み）から年当たり0.2%控除して設定した。

イ 被用者の総賃金（手取りベース）の伸び率の推計

《計算に用いるデータ》

「給付水準を維持した場合の給付費等の推計」部分で推計された次のデータを使用。

- ・ 年度別の被用者年金の報酬総額（被用者年金計）

《計算方法》

上記の「被用者年金の報酬総額」は税・社会保険料込みの報酬であるため。1人当たり賃金上昇率（手取りベース）の算出方法と同様の考え方か

ら、平成36（2024）年財政再計算期までは、「被用者年金の報酬総額」の伸び率から0.2%控除して設定した。

ウ スライド調整率

この結果、「一人当たり賃金上昇率」と「被用者の総賃金（手取りベース）の伸び率」の差を期間ごとの平均として示すと、表1のようになる。この差は、労働力人口の変動率に相当するため、経済前提の変動による影響はほとんど受けない。また、少子化の前提の変動による影響は、2025年頃まではほとんどないが、2025年度以降に影響が現れ、少子化の状況が改善する高位推計では小さくなり、少子化がさらに進行する低位推計では大きくなる。

実績準拠法では、スライド調整（マクロ経済スライド）が終了するまでの間、毎年のこの差をスライド調整率として給付水準が調整されていくこととなる。

（表1）1人当たり賃金（手取りベース）の伸び率と総賃金（手取りベース）の伸び率の差の試算上の見通し

人口の前提	経済の前提	～2025年度(平均)	2026～2050年度(平均)
高位	ケースB	-0.30%	-0.92%
	ケースA	-0.30%	-1.18%
	ケースB	-0.30%	-1.18%
	ケースC	-0.30%	-1.18%
低位	ケースB	-0.31%	-1.50%

（2）将来見通し平均化法

① 将来見通し平均化法の仕組み

将来見通し平均化法では、スライド調整率を2050年までの労働力人口の変動率の将来見通しの平均値に基づいて設定する一定率（＝スライド調整率）により設定し、スライド調整（マクロ経済スライド）が終了するまでの間、次の年金改定率により、新規裁定年金、既裁定年金が改定されることとなる。

この結果として、実績準拠法と同じように、将来見通し平均化法でも、スライド調整率の分だけ、給付水準が調整されることとなる。

将来見通し平均化法による年金改定率（スライド率）

- ・ 新規裁定年金の年金改定率
 - = 被用者一人当たり賃金(手取りベース)の伸び率(実績値)
－スライド調整率(将来見通しを反映)
- ・ 既裁定年金の年金改定率
 - = 物価(実績値)－スライド調整率(将来見通しを反映)

② スライド調整率の計算

2001年から2050年までの労働力人口の将来見通しの平均伸び率をスライド調整率とした。

《計算に用いるデータ》

- ・ 2001年の労働力人口の実績
- ・ 日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所(平成14年1月))
- ・ 年齢階級別労働力率の推移と見通し(労働省職業安定局(平成10年10月))

《計算式》

$$RJ(2050) = \sum_{S: 性, T: 年齢階級} J(2050, S, T) \times RR(2050, S, T)$$

$$\text{スライド調整率} = \sqrt[49]{\frac{RJ(2050)}{RJ(2001)}} - 1$$

ここで

$RJ(N)$: N年度の労働力人口

$J(N, S, T)$: (N年度の性(S)、年齢階級(T)別)人口

$RR(N, S, T)$: (N年度の性(S)、年齢階級(T)別)労働力率

とする。

(労働力率の推計値は2025年までしかないため、2026年以降の性、年齢階級別の労働力率には変化がないものと仮定した。)

(表2) 2050年までの労働力人口の平均変動率の見込み

高位推計	中位推計	低位推計
-0.5%	-0.65%	-0.8%